

平成23年度当初予算編成方針

平成22年10月19日

予算編成会議決定

- 厳しい財政状況の中にあっても、本県経済が再び後退することのないよう、喫緊の経済・雇用対策のテコ入れを図るとともに、本県の持続的な成長に繋げていくための基盤づくりとなる「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組を一層加速する。
- このため、既存事業の見直しによる選択と集中を図るほか、様々な財源対策に取り組むことにより、新規・拡充事業等の経費を確保し、メリハリのある予算編成を行う。

平成23年度当初予算においては、若干上向きつつあるものの、依然として厳しい情勢にある本県経済を、再び後退させることなく、地域の持続的な発展や県民生活の維持向上に繋げていくため、切れ目のない経済・雇用対策を実施するとともに、2年目となる「ふるさと秋田元気創造プラン」を加速するための新たな取組を積極的に進める必要がある。

こうした中、23年度の本県の財政状況を見ると、県税収入は納税者の減少による個人県民税の減少などから、今年度より減額となる見込みである。

また、人口減少等により、地方交付税も臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額が減額となる見込みであり、歳入面できわめて厳しい状況となることが想定される。

一方、歳出については、社会保障関係経費が引き続き増加するほか、公債費についても増加する見込みであり、財源不足が再び拡大することが懸念される。

23年度当初予算に向けては、厳しい財政状況の中にあっても、「平成23年度重点施策推進方針」に基づく事業等に積極的に取り組むため、既存事業の徹底した見直しなど、歳入・歳出改革を強力に進め、50億円程度の財源を確保し、この活用により新規事業等の推進を図る。

このほか、地域医療の確保、雇用の創出など、集中的かつ安定的に取り組むべき重点課題について、基金の造成等により、事業の着実な推進を図る。

第1 全体的事項

1 経済・雇用対策の推進

本県の厳しい経済・雇用情勢の回復に向けた対策を切れ目なく実施する。

- ・ 本県の実情に沿った独自の雇用創出対策
- ・ 学卒者等の県内就職促進
- ・ 国の基金等を活用した経済・雇用対策
- ・ 制度融資等による中小企業への支援
- ・ 公共事業、住宅建設支援等による県内需要の拡大など切れ目のない消費の下支え対策 など

2 将来の発展に向けた施策の推進

(1) 「ふるさと秋田元気創造プラン」の推進

「ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げた「4つの元気創造目標」（元気A～元気D）の実現に向けた施策等を重点的に推進する。

- ・ 元気A：秋田に新たな“戦略産業を創出”する
- ・ 元気B：秋田の“食・農・観”を丸ごと売り出す
- ・ 元気C：県民が一丸となって“脱少子化秋田”を果たす
- ・ 元気D：高齢社会に対応した“安心医療秋田”、“協働社会秋田”をつくる

(2) 本県の実情を踏まえ集中的に取り組む重点事業の推進

本県の実情を踏まえ、(1)の中でも特に集中的に取り組むべき重点事業を積極的に推進する。

- ・ 新エネルギー産業の育成及び地域経済を牽引する企業等への積極的なバックアップ
- ・ 環境変化に対応した地域農業支援対策
- ・ 出会い・結婚支援対策の拡充・強化
- ・ 県独自の基金等による地域医療の確保
- ・ 食・農・観連携による新たなビジネス創出
- ・ 学校の耐震化、高校統合など教育基盤の整備
- ・ 環日本海交流の促進やミッシングリンクの解消等に向けたインフラ整備など

3 魅力ある資源や可能性を活かし秋田を元気に輝かせる取組の推進

本県の魅力ある資源や可能性を活かし、県民総参加で地域と県民に元気で輝きをもたらす取組を推進する。

- ・スポーツを通じた地域活性化の推進
- ・「秋田県のイメージアップ戦略」の推進 など

4 県と市町村との協働による地域づくりの積極的な推進等

機能合体など、「分権時代における県・市町村協働の地域づくり推進方針」による取組を進める。

5 地域主権改革への対応

一括交付金制度など、国が検討している新たな制度に関する情報収集に努め、県民生活の向上につながる事業等を適切に推進する。

6 財政改革の推進

財政改革の歩みを止めず、歳入・歳出全般について抜本的な見直しを行う。

(1) 事業の選択と集中

財源が限られている中で事業を効果的に実施するため、事業の「選択と集中」を徹底する。

また、すべての事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを行い、類似事業等の整理統合を積極的に進めることにより、事業効果を高め、総事業件数と全体経費の縮減を図るとともに、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底により、新規事業等の財源を確保する。

なお、事業の廃止・縮小等に当たっては、関係団体等に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 人件費の縮減

人件費について、定員適正化計画に基づく定員の縮減、人事委員会勧告等を踏まえた給与水準の適正化等に努める。

(3) 県単独補助金の見直し

福祉、産業、教育など、すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から、団体運営費補助を含め見直しを行う。

(4) 県債発行額の抑制

将来の財政負担を軽減するため、県債発行額を抑制する。プライマリーバランスについては、国の地方財政対策の動向を踏まえつつ、その確保に努める。

(5) 行政運営コストの縮減

県有施設のあり方を検討するとともに、庁費的経費、施設の維持管理費等の経常的な経費を引き続き縮減する。

(6) 歳入の確保

徴収体制の強化等により県税収入を確保するほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、広告収入の確保、特定目的基金の活用など、様々な歳入確保策に取り組む。

(7) 改革の数値目標

23年度当初予算に向けた財政改革の推進により財源を確保し、新規事業等に活用する。

[歳出削減目標（一般財源ベース、対前年度）]

項目	削減目標額	予算調整の基準等
経常経費	△ 5 億円	すべての事業の見直し ・裁量的経費は原則△ 5 % (指定管理料を除く)
政策経費	△ 6 0 億円	すべての事業の見直し ・裁量的経費は原則△ 2 0 % ・公共事業は国の予算編成等を踏まえ、事業規模を検討
歳出削減計	△ 6 5 億円	

7 予算要求等

- (1) 予算要求に当たっては、各部局が全庁的視点に立って、主体的に既存事業の見直しを行うものとする。
- (2) 本県の発展につながる新規事業など、重点施策推進方針に基づく事業については、既存事業の見直しによる選択と集中の徹底により政策経費を確保し、積極的に取り組むこととする。
- (3) 人件費、公債費を除く経費の分類は次によること。

経常経費	施設の維持管理費や庁費的経費等
政策経費	
・一般事業	下記以外の経費
・重点事業	「重点施策推進方針」に基づく事業
・公共事業	公共事業経費 (農林水産部及び建設交通部所管のものに限る)

- (4) 試験研究費の見積りに当たっては、各機関の中長期計画等を踏まえるとともに、選択と集中に努めること。
なお、その性質により、運営費等を経常経費、研究費等を政策経費に区分して見積もること。

第2 歳入に関する事項

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、様々な歳入確保策を講じることとしており、「新行財政改革大綱」に基づく各種の取組を強化すること。

- 1 県税については、経済状況や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、年間収入額を適正に見積もること。また、適正な課税とともに、滞納処分の実効性を上げることなどにより、収入率の向上に努めること。
- 2 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画等を踏まえた適正な見積もりとすること。

- 3 分担金及び負担金については、受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図ること。
- 4 使用料及び手数料については、受益とのバランスを考慮しながら、額の見直し、新たな使用料等の導入などの収入増を図ること。
また、各種の県有施設については、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ること。
- 5 国庫支出金については、国の予算編成の内容を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう特に留意すること。
- 6 財産収入については、現在活用していない資産等の積極的な売却を進め、収入増を図ること。
- 7 県債については、地方債計画及び今後の償還計画等を十分に勘案のうえ、見込み得る充当可能額を見積もること。
- 8 その他の収入については、実績、今後の見通し等を踏まえ、的確な見積もりとすること。

第3 歳出に関する事項

各事業について、社会経済情勢の変化や県民ニーズに適っているか、本県の将来の発展につながるか、効率的に行われているか、などの観点から見直しすること。

1 経常経費

- (1) 人件費については、定員適正化計画等を踏まえ、各部局で所要額を見積もること。各種手当については、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 公債費については、県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もること。

- (3) 裁量的経費については、当然終了事業及び自然減事業、今年度、債務負担行為を設定済みの指定管理料を除き、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則5%縮減を予算調整基準とし、21年度決算額や22年度決算見込額等を参考に現行の見積方法を精査した上で、必要最小限の見積もりとすること。見積方法の詳細については、別途通知する。
- (4) 県有施設の維持管理費及び委託費については、固定的な経費を厳しく見直すこと等により、更なる縮減を図ること。
また、県有施設について、県が所有する必要性、事業効果、利用実績等を総合的に検証し、施設の民間等への譲渡、縮小、廃止等について検討すること。
- (5) 各種団体への負担金については、これまでの経緯にとらわれることなく、その必要性や費用負担のあり方を十分検証するとともに、全都道府県の参加を要しない各種団体等への負担金は、その見直しを図ること。

2 政策経費

- (1) 裁量的経費については、当然終了事業、自然減事業を除き、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則20%縮減を予算調整基準とし、事業の選択と集中により見積もること。
- (2) 国庫補助事業については、国の動向を見極め、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討した上で見積もること。
- (3) 県単独補助金については、福祉、産業、教育などすべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の観点から見直しを行うこと。
各種団体に対する運営費補助についても、その特殊性を踏まえつつ見直しするものとし、各団体、市町村等には十分な説明を行うこと。
なお、公立大学法人の運営費交付金については、算定ルールを定め、それに基づく見積もりとすること。

- (4) 県単独委託費については、更なる縮減を図ること。特に、随意契約に係る委託費については、委託費の縮減とあわせ、これまでの契約方式の見直しを徹底すること。
- (5) 貸付金については、実績等を踏まえ、制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討すること。
- (6) 公共事業については、重点化やコスト縮減を図りながら、橋梁の長寿命化や災害に強い河川、安全・安心につながる施設の維持修繕などに取り組むとともに、本県に必要な社会資本整備などを着実に推進すること。
なお、事務費については、人件費を含めた所要額を見込むこと。
- (7) 事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させること。

3 その他

(1) 行財政改革の推進

行財政改革を推進するため、「新行財政改革大綱」の各項目に積極的に取り組むこと。

また、引き続き職員数の適正化に努め、新規事業等のため新たに増員を要する場合であっても事務事業の削減等により既定部門からの再配置で対応すること。

(2) 地域振興局関連予算

地域振興局の新たな体制や機能合体の進展を踏まえるとともに、「ふるさと秋田元気創造プラン」に配慮しつつ、各局が策定する「地域振興局の重点施策推進方針」に基づき、地域振興局長が自らの創意工夫により主体的な予算編成を行うこと。

また、地域振興局長から、地域の課題解決のため関係部局に対し予算要望があった場合、関係部局長は、これに配慮して予算要求を行うほか、各部局が地域振興局に予算を再配当して行う事業については、地域振興局長の意見を反映し、地域振興局の裁量により主体的・機動的に実施できるよう検討す

ること。

(3) 部局間の連携

部局長は、施策推進の関連部局との連携を密にし、地域振興局への再配当事業を含め、部局間での類似事業の整理統合を図ること。

(4) 市町村等との事前調整及び情報提供

市町村、民間等が主体となる事業及び県・市町村の機能合体により行う事業については、事前に実施主体と十分調整するとともに、市町村の財政負担を伴うものは、あらかじめ市町村課と協議すること。

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、熟度を勘案しつつ、市町村に対し、タイムリーな情報提供に努めること。

(5) 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握すること。

(6) 外部委託等に係る経費

アウトソーシング等に係る経費は総務部と、システム関係経費は企画振興部と事前に協議すること。

(7) 補正予算の対応

補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ財政課と協議すること。

(8) 非常勤職員報酬及び臨時職員賃金

非常勤職員報酬及び臨時職員賃金については、職員数の縮減を図ること等により、総額の抑制に努めること。

なお、定員適正化計画に伴って必要となる非常勤職員については、別途、人事課と協議のうえ、予算要求すること。

(9) 公用車の更新

各部局は、公用車保有台数の適正化を積極的に進めるとともに、更新に当たっては、環境などへ配慮した導入に努めること。

更新は、維持管理事務の軽減を図るため、原則としてリースとするが、利用形態やコスト面の比較検討から購入する場合もある。

第4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定は、将来の財政負担となるので、慎重を期すこと。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努めること。

第3セクター等に対する損失補償については、平成21年7月13日付け財政課通知に基づき、原則として行わないこととし、特別の理由によりやむを得ず行う場合は、当該損失補償に係る予算議案を提案する議会において、損失補償を行う理由、必要性等について説明すること。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても前記の各事項に準じた取扱いとするが、特に、企業会計については独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努めること。

また、繰越剰余金について適正な規模を検証し、過大になっている場合には、一般会計への繰り出しを検討すること。

第6 その他の事項

1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この編成方針のほか、別添「平成23年度当初予算見積書作成要領」によること。

2 見積書等の提出期限

- | | |
|----------|--------|
| (1) 経常経費 | 10月29日 |
| (2) 政策経費 | 11月18日 |

3 予算調整会議

予算編成方針及び重点施策推進方針に基づき、知事と各部局長が協議を行い、県としての重点施策の方向性、目的・手段等の明確化を図るとともに、予算編成に向けた全庁的な調整を行うため、予算調整会議を開催する。
詳細については別途通知する。

4 予算編成の日程

(1) 財政課担当ヒアリング

- ・ 経常経費 10月29日以降
- ・ 政策経費 11月18日以降

(2) 予算調整会議 12月上旬

(3) 財政課長調整 12月下旬（別途通知）

(4) 総務部長調整 1月上旬（別途通知）

(5) 知事査定 1月中旬（別途通知）

※国の予算の動向等により、日程は変更となる場合がある。

5 国の予算編成等への対応

各省庁等の予算の動向については、積極的な情報収集に努めること。

国の予算編成等が明らかになった段階で、上記のスケジュールにかかわらず、随時、予算要求の変更や追加を受け付けるものとする。